

## 平成 28 年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

## 葵区事務局会議・連絡調整会議 事務局

テーマ	医療的ケアのある児の通える先について
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体手帳（肢体）1、2 級でない医療的ケアのある児は、看護師が配置されている児童発達支援事業所や放課後等デイを利用しているが、重症児支給がないので事業所努力で受けてもらっているのが現状。また、寝たきりの重症児と共存が困難である場合も多い。</li> <li>清水区には医療的ケア児を受け入れる通所事業所がなく、地域格差がある。（来年度、新設される予定の放課後等デイ事業所、も葵区）</li> </ul>
詳細	<p><b>事例</b></p> <p><b>葵区</b> 年長児 身体手帳 1 級（呼吸器）療育手帳なし（知的障害あり）いこいの家通園中 気管切開術後、随時の吸引が必要 肢体不自由はない 気管切開部を触れられたりひばられたり等があると、即、命の危険につながる。就学後、放課後等デイサービスの利用を希望している。動きが活発なので、重心児ばかりの事業所（受け入れてくれればの話だが）で本人に合った支援がうけられるか心配である。</p> <p><b>葵区</b> 1 歳児 小児慢性特定疾病 手帳なし 経鼻経管栄養 未歩行 育児休暇明けで母親が就労（母子家庭） 難病で児童発達支援の支給が出るも、重心ではないため看護師のいる重心型放課後等デイ事業所が受けている。医療連携体制加算とれる（障害児 473 単位＋医療連携体制加算 500 単位＜重症児 1329 単位）</p> <p><b>清水区</b> 小学部 1 年 重心 葵区、駿河区の放課後等デイを併用中 送迎に片道 30 分以上かかる（車中の吸引あり） 自宅近隣であれば、祖父（ケアは出来ない）に送迎を頼めるが、清水区には医療的ケア児を受け入れている事業所がないため頼めない。</p> <p><b>駿河区</b> 年中児 身体手帳 1 級（呼吸器）療育手帳なし（知的障害あり）いこいの家通園中 経鼻経管栄養 歩行可 自主送迎のため、母親の就労コースに対応が困難。就学後は、放課後等デイの利用を希望している。</p> <p><b>医療的ケア児の受け入れが可能な事業所</b></p> <p>葵区 児童発達支援事業所 5 ヶ所（うち放課後等デイ併設 3 ヶ所） 学童クラブ 1 ヶ所</p> <p>駿河区 放課後等デイ 2 ヶ所</p>

<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み</p>	<p>重心支給のない医療的ケア児について、訪問看護ステーション・児童発達支援・放課後等デイ事業所の現状聴き取り調査（対面）。その後、葵区連絡調整会議にて、重心支給のない医療的ケア児を受け入れている事業所を連絡調整会議に招き、現状の聴き取りをした。個別のケースに添ったサービス提供努力をしているが、増え続けるニーズへの対応が利用者定員、人員配置等複数の理由から困難になっていることが明らかとなった。</p> <p>報酬を加算する手立てとして、医療連携体制加算がある。この加算と県在宅重症児者支援施策『在宅重症児（者）等利用施設医療支援事業』との違い、住み分け、実施状況等（県外、県内他市町）を現状調査中である。</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実数把握 【医療的ケア】というくくりで実数を把握するのは、ひとつの機関では難しいと思われる <u>手帳情報</u>→各区障害者支援課 <u>医療受給者証</u> <u>重度医療</u>→各区障害者支援課 小児慢性) 保健所保健予防課 <u>診療報酬在宅管理料</u>←病院、国保連等々 しかし、実数把握は必要。</li> <li>・ リフレッシュ事業（保健予防課）の対象、支援先の拡大の可能性をさぐる。</li> <li>・ 既存の児童発達、放課後等デイの事業所が医療的ケア児を受け入れるに必要な要件等調査。</li> <li>・ 障害者計画に反映させることを検討していただきたい内容である。</li> </ul>

平成 28 年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

駿河区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ</p>	<p>就労継続支援 B 型利用者の通所について</p>
<p>概要</p>	<p>就労支援系サービスへの通所については、事業所による送迎がない場合は基本的に自助努力に任されている。しかし、通所先での作業には問題なく参加できるが、様々な理由により通所に困難を抱えている利用者もいる。また、保護者等の高齢化や、経済的理由等により将来的に通所が困難となる利用者も少なくないと考えられる。送迎加算がありとはいえ、現に送迎が困難で行えない事業所もあり、利用者の自立の支援とニーズを十分に満たせない状況にある。</p>
<p>詳細</p>	<p>委託相談支援事業所への相談</p> <p>①高齢の祖父母に送迎を頼んでいたが、加齢により不可能になり、タクシーでの通所を余儀なくされ、今後利用が難しい。</p> <p>②保護者が高齢になり、数年以内に送迎が出来なくなる。</p> <p>③就労継続支援 B 型事業所の利用を希望していたが、他の事業所の利用を断られ、一箇所しか見つからなかった。自費での送迎費用が月約 5 万円となり、今後の利用が困難。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み</p>	<p>市内就労継続支援 B 型事業所へのアンケート実施（平成 28 年 12 月 16 日～29 年 1 月 5 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象：58 事業所 回答：49 事業所（84.5%）利用者計 1,096 名</li> <li>・内、送迎の有無：有り 27 事業所（55.1%）無し 22 事業所（44.9%）</li> <li>・「これまでに通所できなくなった、もしくは 5 年以内に通所出来なくなる可能性が高い利用者がある」：8 事業所（16.3%） 28 名（2.5%）</li> </ul> <p>→半数近い事業所が送迎を行っておらず、その多くが「体制上の困難」を利用にしている。また、15%を超える事業所が、「通所が困難になり得る（なった）利用者がある」と回答。</p> <p>（※詳細は 4 ページ「通所時の移動手段に関するアンケート集計結果」参照）</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>解決策として、「送迎を行っている事業所への移行」「生活介護等への移行」「事業所が新たに送迎を行う」は、現実的に困難であることも多く、また「働いてお金を得たい」という障害当事者とその代弁者である家族のニーズを無視することは総合支援法の理念（自立した日常生活、社会生活の実現）にも反する。</p> <p>→①引き続き、就労 B 型以外の事業所へのアンケートの実施も検討。</p> <p>その上で②「事業所が送迎を新規に行いやすくなる施策」「事業所による送迎を代替する方法」等を検討する場を設けて、協議する必要がある。</p>

## 通所時の移動手段に関するアンケート 集計結果

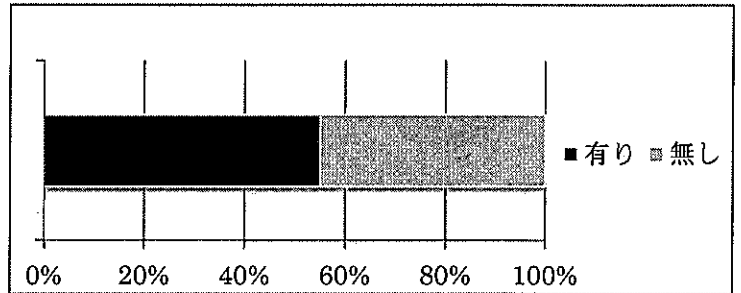
①回答数：49/58 事業所（回収率 84.5%）

②利用者総数：1,096 名

③事業所による送迎の有無

有：27 事業所（55.1%）

無：22 事業所（44.9%）

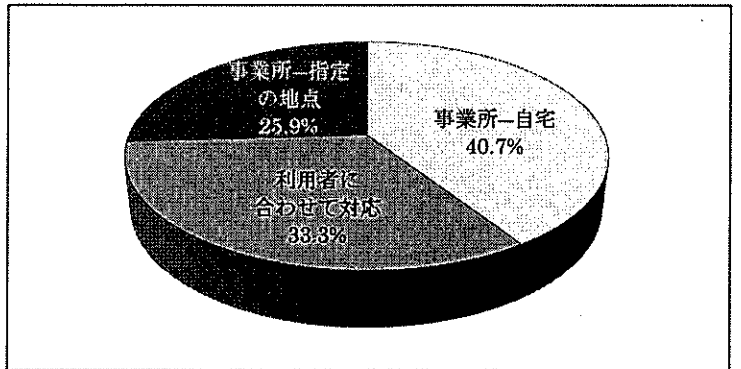


④送迎を行っている場合の範囲

ア、「事業所—自宅」：11 事業所（40.7%）

イ、「事業所—指定の地点」：7 事業所（25.9%）

ウ、「利用者に合わせて対応」：9 事業所（33.3%）

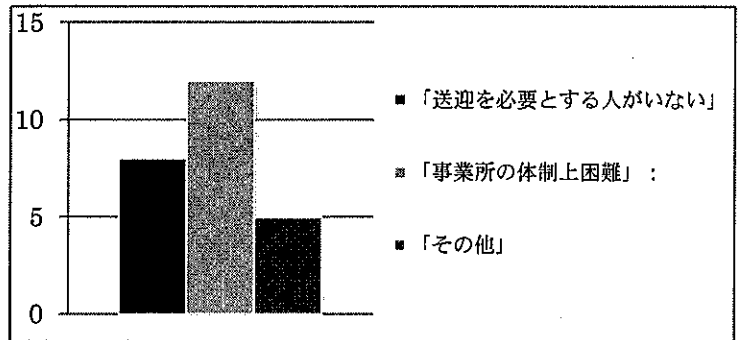


⑤送迎を行っていない理由（複数回答可）

ア、「送迎を必要とする人がいない」：8 事業所（36.4%）

イ、「事業所の体制上困難」：12 事業所（54.5%）

ウ、「その他」：5 事業所（22.7%）



⑥送迎を行っていない場合の利用者の通所手段

ア、「保護者等付き添いで徒歩」：9 名（1.9%）

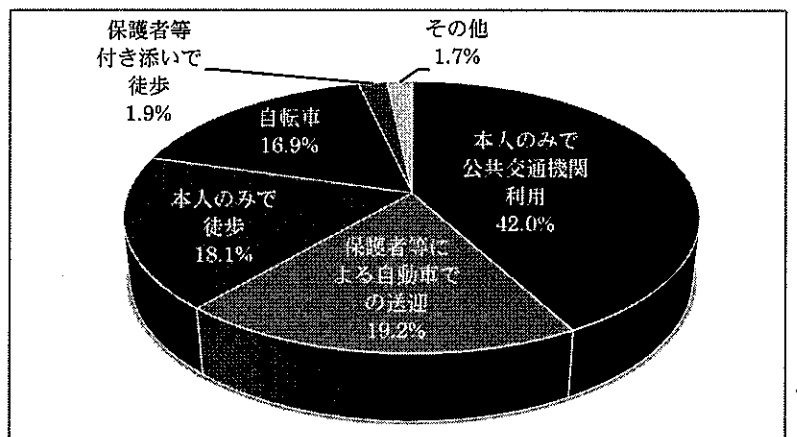
イ、「保護者等による自動車での送迎」：91 名（19.2%）

ウ、「本人のみで徒歩」：86 名（18.1%）

エ、「本人のみで公共交通機関利用」：199 名（42.0%）

オ、「自転車」：80 名（16.9%）

カ、「その他」：8 名（1.7%）



⑦「現在通所できない、または5年以内に出来なくなる可能性が高い利用者がある」と回答した事業所：8 事業所（16.3%）計 28 名（2.5%）

平成 28 年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ</p>	<p>施設短期入所利用における現状と課題について 緊急時の利用</p>
<p>概要</p>	<p>清水区内の相談支援事業所を対象にアンケートにて、福祉サービスに関する現状確認を行った。短期入所の受給者証を持つ方に対して、実際に利用している方が少ないなどの現状が分かった。緊急時の利用が難しいとの声も聞き、短期入所の現状と課題に焦点を当てることとした。</p>
<p>詳細</p>	<p>清水区内の相談支援事業所向けに、短期入所に関するアンケートを区内の 6 か所の計画相談支援事業所に依頼（第 1 回、第 2 回ともに）。</p> <p>第 1 回のアンケート（平成 28 年 7 月実施）にて、主に療育手帳所持者の多くが短期入所を利用できていない現状があることが判明。また、その理由として健康診断書作成における課題が多く見られた。利用希望がある方が多いが、空きがなく、緊急時の受け入れが難しい現状となっている。</p> <p>第 2 回のアンケート（平成 28 年 12 月～1 月）にて、医療機関への受診や健康診断書の作成に焦点を当て、より具体的な現状把握に努めた。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み</p>	<p>6 ページ：第 2 回目のアンケート結果を参照。</p> <p>アンケート結果を踏まえて、委託相談支援事業所で短期入所の現状について分析。また、事務局会議に各相談支援事業所職員を招き、短期入所に関する現状を確認。主に療育手帳所持者が短期入所を利用できていない傾向があることが判明。</p> <p>利用できていない原因として、健康診断書に関する課題が多く見られた。検査項目が増えたことで、対応可能な医療機関が少なくなっていることや複数の短期入所事業所を利用する際には、それぞれの健康診断書の作成をしなければならず、費用面と手続等にも相当な労力が必要である状況が判明した。生活困窮者などの家族的な支援が必要な家庭では、利用しなければならない状況においても費用面で利用が難しい場合や家族内で受診をすることが不可能な場合も多く、緊急時の利用が難しい現状にある。</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>各短期入所の担当者等が集まり、短期入所の現状についての話し合い及び必要に応じて健康診断書書類の統一化を図るなどして、短期入所利用希望者がサービスを迅速に利用できるようにする。</p>

## 短期入所利用に関するアンケート調査について

各計画相談支援事業所管理者様におかれましては、今年の夏頃、短期入所利用等に関するアンケート調査のご協力を頂きありがとうございました。調査の結果、『健康診断書（診療情報提供書）』の取得に関するご意見が多く寄せられていました。

そこで、今回は『医療機関への受診や健康診断書』について焦点を当て、課題点の掘り下げを行いたいと思っております。各計画相談支援事業所様の、事業開始当初から現在に至るまでの間で、短期入所を利用する際に苦慮したケースについて、下記の設問にご回答いただきたくお願い申し上げます。

### 【 設問 】

- ① 計画相談支援を行う中で、ご相談者から、健康診断書取得において苦慮したケースのご相談はありましたか。

ある(3か所)      ない(2か所)

- ② ①で「ある」と答えた方について、お聞きします。  
健康診断書取得に当たり、どの部分で苦慮したとのご相談がありましたか。  
※複数回答可

費用面について (5件)

- 本人の障がい特性から病院受診自体ができない。(11件)
- ① →病院から脱走してしまう・日頃と違う環境の変化に対応できない
  - ② 採血や心電図検査ができない・拘りが強く様々なことに拒否がある
  - ③ 強度行動障害のため、本人の調子が悪くならない限り受診できない

家族が本人の受診手続き及び受診の付き添いができない。(5件)

各施設ごとに検査項目が違うため、複数取らなくてはいけない。(2件)

その他（検査項目が多数であり、かかりつけ医で対応ができなく困った）(1件)

- ② 短期入所における健康診断書取得に関する課題において、改善していくためのご提案又はご要望等ありましたらご記入ください。

・緊急時法人本部に受け入れの依頼し、情報開示の計画相談についても法人内の計画相談からしているため、診断書での困り感はなかった。しかし、2施設利用時は様式の違いから、再度作成を依頼することがあった。

- ・事業所や会社で行う健康診断でも利用の許可を取ってほしい。
- ・健康診断の内容を簡素化してほしい。また、検査項目の見直しができないか。

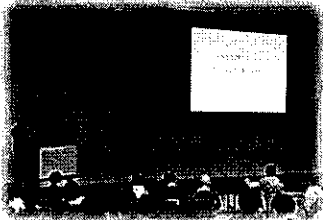
→項目が細かくなってしまうと受診できる医療機関が限られてしまう。普段利用するかかりつけ医でできる項目であると受診する場合、受けやすくなる。

- ・検査期間の見直ししてほしい。(1年に1回が必要か)
- ・健康診断の書式の統一を図ってほしい。(2件)
- ・数か所の短期入所事業所を利用している方が少ないため、診断書取得としての問題は無かったが、利用の必要性があるならば、共通した内容で1年以内は利用可能な様式にしてほしい。
- ・「診断書」としてではなく、「診療情報提供書」として対応可能かを検討いただきたい。(医療点数・医療費に関わることとして)
- ・検査受診対応医療機関を開拓し、専属に依頼できるようにしてほしい。(費用などの情報があると助かる)
- ・市の措置で利用を開始する可能性もあることから、市として一定の基準を設けておくべき。
- ・短期入所施設側は緊急時利用と体験利用等で対応を変えるべき。

(例:体験利用時は規定のとおり項目検査を済ませてから利用する。緊急時はバイタルチェックに問題なければB・C型肝炎についてはウイルスより感染者の対応とする。)

平成 28 年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ</p>	<p>障がいのある方の災害時支援について</p>
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市の防災対策や被災者支援、福祉避難所の設置などについて、要援護者である障害当事者や福祉事業所職員の認識に相違があり確かな理解が得られていない。</li> <li>・福祉事業所職員が災害時の支援情報について理解が無いと、障がいのある方への安全な避難支援ができず、確かな共通認識を持ってない。</li> </ul>
<p>詳細</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年発生した熊本地震の際も、「福祉避難所」についての周知がされていない報道が多く、区内における福祉サービス事業所職員も、「発災時に直接避難できる場所」として認識している人が多く発災時には混乱を招く恐れがある。</li> <li>・要援護者以外の方々の避難方法については検討されやすいが、要援護者の避難については実際の方法が検討されにくいいため、当事者の自助意識を高め支援者との関わりを持つことで安全に避難できるようにしなければならない。</li> <li>・各事業所の災害時の対応方法は、個々に任されているが、各事業所が情報共有することでより良い対応方法が検討できる。</li> </ul>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み</p>	<p>「平成 28 年度第 1 回清水区障害福祉サービス事業所連携会議」の開催          日時：平成 28 年 10 月 25 日（火）19 時から 20 時 30 分まで          会場：清水区役所 3 階 清水ふれあいホール          参加者数：46 団体 71 名（事務局含む）          内容：①「災害時の備えについて」                    講師：清水区地域総務課職員                    ②「福祉避難所について」                    講師：福祉総務課職員</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議には、清水区内 6 割強の事業所の出席があり、事業所間の連携について意識が高いことが確認できた。さらにアンケートでは、災害時の支援や地域住民との関わりの検討、更なる事業所間の連携の必要性について意見が出された。              → 8～9 ページ「アンケート結果」参照</li> </ul>
<p>解決策や今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清水区障害福祉サービス事業所連携会議の定期的な開催              毎年企画し定期的を開催することで、様々な意見の元、より良い福祉サービス提供などについての情報共有をしていく。</li> <li>・要援護者の避難についての周知              災害は起こらない可能性もあるが、発災時に備えることで落ち着いて行動し困ることが無いように、障害児者や福祉事業所職員の防災や減災についての認識を高められるよう、研修会を通して情報共有できるようにする。</li> </ul>

## 平成28年度第1回 静岡市清水区障害福祉サービス事業所連携会議 アンケート結果

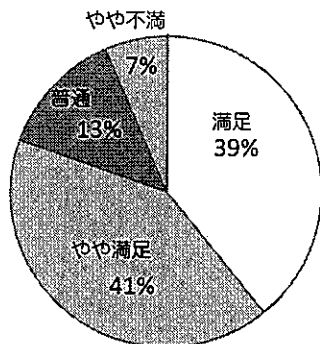
開催日時：平成28年10月25日（火） 19時～20時30分

場所：静岡市清水区役所3階 清水ふれあいホール

参加団体：46団体（事務局含む） 参加者数：71名（事務局含む）

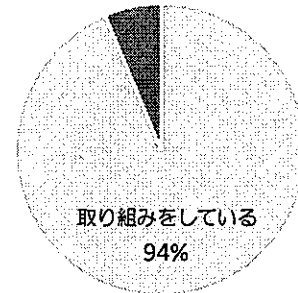
アンケート回収枚数：49枚

### 連携会議の内容についての満足度

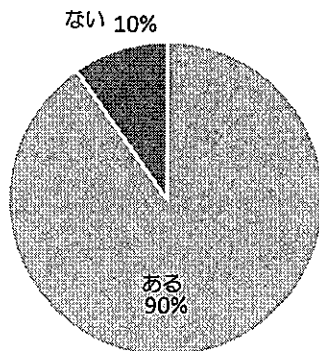


### 各事業所での防災についての 取り組み

取り組みをしていない 6%



### 防災について事業所で課題がある



#### 【どんなことか？】

- ・災害が起こったときの介護者の行動はどうすればよいか。
- ・訪問を行っているため、ケア中に災害があった場合にどのように対応するか。
- ・在宅で生活をされている方への情報提供方法について。
- ・福祉避難所に指定されていないが、どう受皿になれるか。
- ・障害のある方に対する地域の理解がどの程度得られているのか。
- ・人員不足の中、どうサポートし、避難生活をしていくか。
- ・足が不自由な方・児、車椅子を利用されている方の避難方法について。
- ・子どもたちの避難や保護者への引き渡しをどのように進めていくのか。
- ・帰宅困難時の対応の仕方について。
- ・防災訓練の実施、備品や備蓄品の確保。
- ・建物の耐震性の問題（耐震工事がなされていない）
- ・施設内の転倒防止ができていない。
- ・指定避難所が遠い。
- ・送迎時の避難場所はどうすればよいか。
- ・津波に対してどのように対処するか。
- ・BCPの作成。

#### 【連携会議についての感想】

- ・貴重な話が聞けてよかった。
- ・今後に活かしていきたい。
- ・自助が基本ということはわかるが、より踏み込んだ支援を検討しなければ、今までの災害時の障害者の対応で課題とされてきたことを改善できないと思う。
- ・制度面での考え方はわかったが、実際に災害が起こった時のキャバや行政対応の速度面からスムーズに対応されるのか疑問に感じた。
- ・清水区中心とそれ以外の場所では避難対応が変わってくるのではと思った。
- ・福祉避難所ありきではなく、地域との関わりを深めるため、地域や自治会の訓練や活動に積極的に参加すべきと思った。
- ・自助を高めることが大切だと感じたが、これをどの機関が利用者と家族に働きかけていくのかという課題もあると思う。専門性から考えると、民生委員や自主防災に任せることが難しく地域とより密に連携が必要だと感じた。
- ・今回のような内容を皆に伝えることも大切だと感じた。
- ・顔と顔が見える席のレイアウトで情報や近況（現状）を聞く時間がほしかった。
- ・障害者協会の方が話されたようなことを、この福祉サービス事業所の集まりでもっと話し合うべきだと思いました。前半の話はもう周知できていることだと思いました。
- ・時間の都合もあると思うが、進行が速い。
- ・会議を行う時間帯を考えてほしい。  
（逆に就業後のため参加しやすかったとの意見もあり）



【質問等】

- 海が近い場合、避難所に行くべきなのか。事業所の屋上へ避難するべきなのか？
- 災害時に自宅が無事だった場合、「原則自宅に」との話であったが、大震災の報道を見ると「自宅にいたので救援物資が届かない」「避難所は物資だけもらいに行くと嫌がられる」との話も多い。その辺の対策は何かあるのか？
- 安否確認をどうするのか？重身の障害者の方のケアは？24時間ケアが必要な方はどうすればいいか？（人材の確保）
- 静岡市の福祉避難所の異動決定についてもっと詳しく聞きたかった。
- ライトが付いたり消えたりと落ち着かない様子で気がちる感じがしたので、スムーズにできればよかったです。

【今後開催してほしい研修会や会議】

- 今回、市や地域であげられた問題や課題についてのその後の改善等の報告会などがあると嬉しいです。
- 児童発達支援事業所の取り組み、状況をご理解、応援していただけたら・・・と思います。
- 重度障害のある方の避難の方法等（送迎時、外出時）
- HUG（避難所運営ゲーム）を事業所にも受けていただくこともいいのではないかな。
- 通所と入所での保護者の方との関係、支援方法について（サービス面で地域格差があるのではないかな）
- 地域単位の福祉事業所？での災害が起きた時の対策、検討会。
- 障がい当事者が地域生活が継続できる体制強化についてといったテーマの研修会。
- 他の職員にも出てほしいので風聞にやってほしい。
- 事業所種別での研修会 ※困難事例等を相談や共有できる。

